

議会運営委員会会議録

令和6年10月15日(火)

(開 会) 13:00

(閉 会) 13:46

案 件

- 1 請願第8号 市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願
- 2 議会の運営について
- 3 議長の諮問について
- 4 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議会基本条例について

○委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「請願第8号 市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件を審査するに当たり、紹介議員として金子加代議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。

紹介議員は紹介議員席にお着きください。

(紹介議員 移動)

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

○金子議員

この請願を読ませていただきます。

「市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願」

(要旨) 市民と議員が直接、対話や質問をするための定期的な意見交換会の開催を求めます。

(理由) これまで市の議会のことなど全く関心がなかった私ですが、今年3月に飯塚市役所本庁7階にある議場を初めて訪れました。そのキッカケは、颯田子育て支援センターの移設がスムーズに進んでいなかったことにあります。

そして、議場で、賛成・反対の立場は違っても、子育て支援センターを運営する人、利用するお母さん、お父さん、そして子どものために、真剣に言葉を届けようとする議員、議論する議員の姿に、心が震えました。

私のように、今回の件を通して、困っている人たちに寄り添って、問題解決に向けて真剣に考える、そんな議員の姿に初めて触れた人もいます。議員という人たちは、市民の話を聞いてくれる存在なのだ、と。そして、一緒に考えてくれる人たちなのだ、と、そう気付いた人もいます。

一方で残念に思うのは、市民は議員の人たちのことをあまりにも知らないという現状です。議員と触れ合う機会は限られ、気軽に質問をすることもできません。多くの素晴らしい議員が飯塚市にいるのに、それを知らないままでは、とてももったいないことです。

だからこそ、議員の方々には、もっと市民の前に出てきてほしい。飯塚市が抱える様々な問題についての議員の考え、意思・真実を、議員の本当の姿を伝えてほしい。そして、市民の話を聴いてほしい。質問に答えてほしい。つまり、対話の場を作ってほしいのです。

不確かであやふやな世間を打ち壊して、本当の世界を開いていくのは、互いの対話です。対

話から生まれるのは信頼です。信頼から生まれるのは仲間です。仲間が集まって初めてみんなのまちが生まれます。だからまちづくりの最初の一步は、対話なのです。

それが、「市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願」に込めた本意であります。「定期的に」開催することで、市民と議員の間につながりが生まれ、より良いまちづくりを行うための基礎ができていくと考えるからです。定期的な意見交換会が実現できることを求めます。

という理由になります。また、今回、この「議員」というふうに書いておりますけども、この意味は、集団としての「議会」というふうに理解していただければということ、請願者はおっしゃってありました。

以上で、趣旨説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中武春委員

ご説明ありがとうございます。中身については大体理解いたしました。最後に紹介議員のほうから、これは全ての議員ということで、多分27名を指してということですが、27名、全員集まっての意見交換会ということですが、私個人としては、一議員として市民に対しての説明会なり意見交換会というのは、年に1回必ずやらせていただいております。その中で、いろんなご意見を踏まえて、一般質問も含めて、委員会もそうですけども、やってきたつもりでございます。具体的には、27人、集団で意見交換会をやるということが、果たして意味があるのかなとちょっと思っています。各個人の議員が、議員の責務を果たそうと思えば、一議員として、やはりそういうことは年に1回か2回、必ず市民を集めての意見交換会というのは、私は個人的には一議員としてやるべきだということに思っていますので、そのことについては理解しますが、全員の27人を集めての意見交換会というのは、私個人としては、ちょっと無理があるのではないかなというふうに考えております、私の意見です。

(発言する者あり)

27人でやりたいということに理解していいんですか。

○金子議員

27名かどうかということに関しては、請願者と話したわけではありませんけど、私の考えとしては、27人全員で何かをやるというのではなくて、今日の田川市の方もおっしゃっていましたが、数名が集まって説明会に行くと言われていたような、そんなイメージでおります。何人行くかではなくて、議会として、議会の代表として、意見交換会をするというイメージでいます。

○田中武春委員

全員ではなくて、議会の代表者で行くということは、限られた議員の方が、議会という組織の代表で行くということは、言葉に対して責任を持たないかんという立場になりますよね。果たして、そこまで市民と意見交換をして、その限られた議員が、本当に責任を持って、議員団という形でやれるのか、責任がとれるのかというのが、ちょっと私は不安に思うんですけど、その辺はどうお考えでしょうか。

○金子議員

大変難しい問題かもしれませんが、今回、午前中に田川の視察でも話されたように、何回かやっぱり調整されていたように感じました。例えば、その委員会の代表が行くとか、事前に質問事項をもらおうとか、そこが大切なのではないかと思うんですよね。やっぱり一個人ではなく、一議員ではなく、議会の代表としてということでは、しっかりと話し合いが必要だと私も考えます。

○田中武春委員

はい、分かりました。この表題が「市民と議員の」となっていますからね。議員は、一議員

のことだろうと思うんですよ。個人の議員のことを示しているんだろうと思うんですけど。その団体である議会として行くということは、「市民と議会の」とならないと、議員団とかになるのかな、「議会」にならんと、この頭の文字だと、ちょっと今言っていることと、この請願に書いてある部分に、少しギャップがあるのではないかと思います、その辺はいかがですか。

○金子議員

冒頭に答えましたけども、請願者からもその辺、私も話をしましたけども、「議員」ではなく集団としての「議会」ということでお願いしますというふうに言われておりました。

○田中武春委員

そしたら文言を変えてもらわないと、この文書が表に、請願に出るわけですから、多分、間違った感覚を持つと思うんですよ。「議員」か「議会」かという形なんでしょうけど、その辺は非常に大切なポイントなので、もう一遍、文書をつくり変えて、再度提出するとか、そういった考えはございませんか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 13:11

再開 13:11

委員会を再開します。

○金子議員

もともと「議員」というふうに言われましたので、その話合いの中で「議会」ということが、私の中でも分かってきましたので、もう一度、請願者と話してみます。

○委員長

よろしいでしょうか。ほかに紹介議員に対する質疑はございませんか。

○川上委員

今、請願者と相談するということがあったんだけど、どういう意味になるんですかね。議案も出ているでしょう。相談するというのは、文言を変えることを相談するわけですか。

○金子議員

意図は「議会」だったので、文言に関して変えたほうが分かりやすいということであれば、請願者と話してみようと思っております。

(発言する者あり)

○委員長

基本的にはできます。(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

休憩 13:12

再開 13:17

委員会を再開いたします。

○吉田委員

基本的なところの確認でございますが、一応、この文言についての修正は置いておいてですね、議会として市民との意見交換会を開こうということで、今、紹介議員のほうでは27名ではなく、一部の議員というお話があったと思うんですけど、その一部の議員の人数については、どのような形で進められるのか、お考えがあれば、お願いします。

○金子議員

私自身はこうしたほうが良いという考えは、今のところないんです。でも、どうしてやっていくかというのを、皆さんと話し合っていく必要があるかと思っております。

○吉田委員

やるとなっても27人の日程調整というのも、かなり困難であると思うし、また、全員で参

加するという名目で、市民の方にお会いするとき、会場を決めてやると思うんですけど、そうしたら日程調整がつかない議員さんが、何で来てないんだというところもあるし、それともう一つ懸念されるのが、一部の議員さんで、何名かで参加されるということになれば、やはり市民の方々からのご意見とかご要望に対して、当然、議会としての返事を出さなくてはいけないと思うので、ある程度、出席される方においては、議会をというところの認識は当然おありで参加されると思うんですけど、どうですかね、平等性を持ったとかですね、お答えに対して、やはり市民のみなさんは聞いてしまうと、その段階で議会の同意を求められて、そういうご意見を預かってもらえているんだというところがあるので、そこら辺の取扱いについて、十分慎重に審議することも必要であるかなと思いますので、その辺は申し添えておきます。

○委員長

意見ですね。ほかに質疑はございませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休 憩 13:19

再 開 13:21

委員会を再開いたします。

先ほどの請願の文言の訂正について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

先ほどの請願の修正につきましては、事例として、平成23年第5回定例会、平成28年第5回定例会、平成29年第1回定例会と3つほどありました。

その中におきまして、請願の訂正におきましては、本会議で諮っていただいております。会議の議題となった請願については、請願者から内容を一部訂正したい旨の申出があって、本会議において請願の訂正を許可したことがあるというふうになっております。

○委員長

説明が終わりましたけども、請願の文言の訂正は、請願者が申し出した場合ということで、今日の段階では、請願者はこの委員会には出席しておりませんので、その旨を紹介議員のほうから請願者に伝えて、確認を取るという作業をしなくてはいけないんですけども、そのようにしてよろしいですか。

(発言する者あり)

川上委員、ご意見があれば。

○川上委員

私は、この請願者は憲法第16条及び地方自治法に基づく請願権の行使なわけですよ。それを、請願を受けた側が、この文言が、言葉がちょっとどうかと思いますけど、不適當なので変えてくださいというようなことをいうのであれば、議会としては筋道が立たないのではないかというふうにも思うわけです。

今、委員長がおっしゃったように、請願者のほうから申し出があればということはあると思うけども、議会のほうが、同じことを言いますけれども、ここを変えるのであればというようなのは、民主主義のルールからいって成り立たないのではないかなという心配があるわけですね。

○委員長

ほかに意見はございませんか。

(な し)

どういたしましょう。先ほど言いましたとおり、文言の訂正をさせる、させないは、委員会のほうから強制的にするわけにはいきませんので、あくまでも紹介議員を介して請願者に確認を取らなくてはいけないんですけども、本来ならば、先ほど言いましたとおり、この「市民と

議員の」の「議員」の意味合いは「議会」を指すということで、趣旨は分かっているんですね。田中武春委員のほうから訂正を求めたというか、確認するというに、今、川上委員の意見も含めて、確認したいということ、金子議員を通して請願者に確認するというを行うべきかどうか。田中委員、もう一度、お考えを。

○田中武春委員

やっぱり枕言葉なので。さっき言った趣旨は十分理解しました。であるならば、枕言葉とその趣旨が少しかみ合っていないというのがありましたので、変えてもらったほうがいいのではないかとということが一つと、請願ですから、こちらで勝手に変えるわけにはいきませんし、その意味合いも分かります。そうすると、この「市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願」について、いいか、悪いか、まずこっちで決めて、改めて出し直してもらうとかいうふうな考えもあるのかなと思っているんですけど。

○城丸委員

私は、さっきの提案者の説明で、この「議員」という言葉が、単数か、複数かということで説明がありましたので、このままでいいのではないかと。変える必要はないのではないかと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:26

再 開 13:38

委員会を再開いたします。

○田中武春委員

この主題の「市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願」ですが、趣旨は十分理解をしました。その趣旨を考えてみると、ここの文言にある「議員」というのは、もう少し修正なりを、議会とするのか分かりませんが、それなりに変えていくようなことがいいのではないかと、いうふうに思いますので、引き続き、この案件は継続審査にしたほうが望ましいというふうに思います。

○委員長

ありがとうございます。金子議員にお伝えします。今、田中武春委員のほうから請願の主題ですね、「市民と議員の定期的な」この「議員」が「議会」を指すということですので、この「議員」を「議会」というふうな訂正、もしくはその考え等がどのような考えなのかを請願者のほうに確認していただいて、ご返事いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○金子議員

では、「議員」と「議会」というところで、請願者に確認しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

金子議員ありがとうございます。委員席に戻られて結構です。

お諮りいたします。本件は慎重に審査するというに、継続審査としたいと思いますが、継続審査とすることについて、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:41

再 開 13:45

委員会を再開いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

議会基本条例について協議いたします。

この際、参考人の出席要求について、お諮りいたします。10月31日に、法政大学教授の土山希美枝さんに、参考人として出席を求め、「議会基本条例の意義について」及び「議会基本条例の課題について」、以上2件について、意見を聴きたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。